



資料編

資料編

1 「社会福祉法」から的一部抜粋

【第4条】（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

【第5条】（福祉サービス提供の原則）

社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

【第6条（略）】（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

【第106条の2】（地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務）

社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センターを經營する事業
- 三 介護保険法第百十五條の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七條第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九條第一号に掲げる事業

【第 106 条の 3】(包括的な支援体制の整備)

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

【第 107 条】(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

2 東大阪市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の事項のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項を、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として調査審議する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長の職務の代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

資料編

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 17 年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成 26 年6月 30 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年3月 31 日条例第8号）

この条例は、平成 29 年4月1日から施行する。

3 東大阪市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成17年東大阪市条例第2号）第7条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第3条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
- (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会
- (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会

2 審議会は、前項第1号から第4号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第5号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。

3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第4条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第2項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年4月1日から施行する。

附 則（平成 17 年3月31日規則第27号）

この規則は、平成 17 年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年3月29日規則第16号）

この規則は、平成 24 年4月1日から施行する。

附 則（平成 26 年9月30日規則第51号）抄

1 この規則は、平成 26 年10月1日から施行する。

附 則（平成 29 年3月31日規則第24号）

この規則は、平成 29 年4月1日から施行する。

4 東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会設置要綱

(設置)

第1条 本市における地域福祉に関する計画その他の地域福祉に関する事項を調査研究するため、東大阪市社会福祉審議会規則第2条第2項の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会に地域福祉専門分科会を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域福祉専門分科会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 東大阪市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の見直しに関する調査及び研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 地域福祉専門分科会は、東大阪市社会福祉審議会委員11人以内で組織する。

(会長及び代理者)

第4条 地域福祉専門分科会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、地域福祉専門分科会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 地域福祉専門分科会の会議は、東大阪市社会福祉審議会条例第5条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 地域福祉専門分科会の庶務は、福祉部福祉企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域福祉専門分科会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月4日から施行する。

5 東大阪市第5期地域福祉計画策定懇話会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法第107条の規定に基づき、東大阪市第4期地域福祉計画（平成26年3月策定）を見直すにあたり開催する東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、市民、福祉関係者、有識者等の意見を聴取するため、東大阪市第5期地域福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、一般市民代表、福祉関係者・団体、事業者等のうちから市長が選任する。

（任期）

第3条 委員の任期は、第5期地域福祉計画の策定が完了する時までとする。

（報償費）

第4条 委員に支給する報償費の額は、日額8,000円（交通費込）とする。但し、委員のうち、地方公共団体の職員である者に対しては報償費を支給しない。

（会議）

第5条 懇話会の会議は、東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の会長が招集し、その議長となる。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、福祉部福祉企画課において処理する。

附則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱は、東大阪市第5期地域福祉計画の策定が完了した日に、その効力を失う。

6 委員名簿

東大阪市社会福祉審議会委員名簿

平成30年11月30日現在
(50音順、敬称略)

氏名	所属団体等
新崎 国 広	大阪教育大学教育学部教授
稲森 公 嘉	京都大学大学院法学研究科教授
井上 寿 美	大阪大谷大学教育学部准教授
江浦 保	東大阪市社会福祉協議会会長
遠藤 加代子	東大阪市母子寡婦福祉会副会長
勝山 真 介	東大阪市社会福祉事業団 東大阪市立障害児者支援センター センター長
義之 清 規	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会会長
坂本 ヒロ子	東大阪市手をつなぐ育成会会長
潮谷 光 人	東大阪大学こども学部こども学科准教授
芝開 庸 晃	東大阪市老人クラブ連合会会長
関川 芳 孝	大阪府立大学教育福祉学類教授
高橋 茂 之	東大阪労働組合総連合福祉保育労組、ひびき福祉会分会 書記長
高橋 尚 三	東大阪市人権長瀬地域協議会事務局次長
滝川 峰 子	東大阪市障害児・者福祉施設連絡会会長
中川 千恵美	大阪人間科学大学社会福祉学科教授
中西 英 二	東大阪市人権擁護委員会副会長
永見 恵 子	東大阪市自治協議会会計
西島 善 久	東大阪市高齢者介護施設会会長
福田 実 加	連合東大阪地区協議会委員
松浦 隆	東大阪市校区福祉委員会連合会委員長
松端 克 文	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授
松本 喜美子	東大阪市意岐部地域人権協会会計監査
松山 浩 吉	東大阪市民健康づくり推進協議会副会長
三星 昭 宏	近畿大学名誉教授・関西福祉科学大学客員教授
村岡 悠 子	弁護士
森田 信 司	東大阪市私立保育会会長
森田 典 博	東大阪市議会議員
山下 雅 子	東大阪市身体障害者福祉協会副会長
山田 祥 隆	東大阪市福祉施設会会長
山野 忠	東大阪労働団体連絡協議会委員
吉田 聖 子	東大阪市議会議員

地域福祉専門分科会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属団体等
新崎 国 広	大阪教育大学教育学部教授
江 浦 保	東大阪市社会福祉協議会会長
遠 藤 加代子	東大阪市母子寡婦福祉会副会長
義 之 清 規	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会会長
高 橋 尚 三	東大阪市人権長瀬地域協議会事務局次長
滝 川 峰 子	東大阪市障害児・者福祉施設連絡会会長
永 見 恵 子	東大阪市自治協議会会計
西 島 善 久	東大阪市高齢者介護施設会会長
松 浦 隆	東大阪市校区福祉委員会連合会委員長
松 本 喜美子	東大阪市意岐部地域人権協会会計監査
森 田 信 司	東大阪市私立保育会会長

第5期地域福祉計画策定懇話会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属団体等
梅 津 和 弘	大阪社会福祉士会
瓜 生 みのり	公募委員
小 川 清	東大阪市ボランティア連絡会
杉 本 眞 美	基幹型地域包括支援センター
地 村 貴 士	東大阪市自立支援協議会
西 野 要	東大阪市教育委員会
西 野 弘 哲	東大阪市社会福祉協議会
村 井 好 野	特定非営利活動法人東大阪日本語教室
森 田 興 治	公募委員
米 田 明 子	コミュニティソーシャルワーカー連絡会

7 計画策定経過

年月日	項目	議事内容
平成30年 5月21日(月)	第1回社会福祉審議会	●第4期地域福祉計画の進捗状況説明
	第1回地域福祉専門分科 会、地域福祉計画策定懇 話会合同会議	●第4期地域福祉計画の現況報告について ●第5期地域福祉計画の策定スケジュール、 市民アンケート、事業所・団体アンケート について
6月27日(水) ～7月17日(火)	市民アンケート調査	●東大阪市内在住の18歳以上の市民3,000 人を対象に調査
	事業所・団体アンケート 調査	●東大阪市内で地域福祉に関わる189事業 所・団体を対象に調査
8月23日(木)	第2回地域福祉専門分科 会、地域福祉計画策定懇 話会合同会議	●市民アンケート、事業所・団体アンケート の結果について ●地域懇談会について
8月31日(金) 9月6日(木) 9月7日(金)	地域懇談会	●地域の支援者、福祉に関わる事業所、公募 市民などが集い、今後の地域福祉について 意見交換
10月31日(水)	第3回地域福祉専門分科 会、地域福祉計画策定懇 話会合同会議	●地域懇談会についての報告 ●第5期地域福祉計画の骨子案(章立て)に ついて
11月27日(火)	第4回地域福祉専門分科 会、地域福祉計画策定懇 話会合同会議	●第5期地域福祉計画の素案について
11月28日(水)	福祉推進委員会幹事会	●第5期地域福祉計画について
12月28日(金) ～平成31年 1月28日(月)	パブリックコメント	●計画素案に対する市民意見の募集
2月6日(水)	第5回地域福祉専門分科 会、地域福祉計画策定懇 話会合同会議	●第5期地域福祉計画の案について
2月22日(金)	第2回社会福祉審議会	●第5期地域福祉計画(案)の承認

8 用語解説 (50音順)

あ行

●アウトリーチ

相談員などが地域や支援を必要とする人のもとに直接出向いて、地域福祉の推進に向けたしくみづくりの働きかけや相談業務を行ったりすること。

●インフォーマル

インフォーマルケア、インフォーマルサービスとは、自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援のこと。地域福祉においては、公的機関による「フォーマル」な福祉サービスから、「インフォーマル」な活動まで、地域住民の生活課題に対応した支援が重要となる。

●NPO

営利を目的としない公益事業や市民活動を行う民間組織のことで、「非営利組織 (Non-Profit Organization)」の略称。「特定非営利活動促進法 (NPO法)」に基づき法人格を取得した法人を「NPO法人」という。

か行

●虐待

身体的な暴行や心理的・性的・経済的な不利益をもたらす行為やネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）を行うこと。高齢者、障害者、児童についてそれぞれの分野ごとに虐待の防止に向けた法律が整備され、その防止や早期発見、通報などに関する規定が定められている。

●協働

異なった立場や専門性を持つ主体が、共通の目的を達成するためにそれぞれの専門性を尊重しながら相互に協力・連携すること。

●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な高齢者や障害者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるように、援助者が代理人としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

●校区福祉委員会

社会福祉協議会の内部組織として、おおむね小学校区単位に結成された自主的な活動を行う組織。住民団体、福祉団体、当事者団体、関係団体など地域の各種団体から構成されており、校区内の身近な福祉問題を解決するための活動を行っている。

●コーディネーター

物事を調整し、まとめる役割を果たす人。地域福祉の推進には、市民による主体的な活動と行政や民間の多様な主体が協働して役割を果たしていることから、地域のさまざまな資源を円滑につないでいく、ネットワークの中心となる人や機関の役割が重要となっている。

●国際情報プラザ

日本語能力に関わらず、全ての住民が公平に行政サービスにアクセスできる体制整備とともに、市民の一人ひとりが見識豊かで多様な文化を認めあう国際人として、市民意識啓発を進めることを目的として市役所内に開設し、英語、韓国・朝鮮語、中国語、日本語による多言語相談案内・情報提供等を行っている。

●子育て支援センター

子育てで不安の軽減に向けて、気軽に利用できる相談窓口や親子交流、情報提供、子育て講座の開催、子育てサークルへの育成・支援などを行う子育て支援の拠点施設。

●子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談等に応じ、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とした施設。

●コミュニティ

地域社会ともいい、住民が共同体意識を持って生活を営む、一定の地域及び近隣社会のこと。居住地域に関わらず、同じ目的や関心で結びついた人々の集まり（テーマコミュニティ）を指す場合もある。

●コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする人について、本人やその家族からの相談に応じたり、地域を基盤とする活動や関係機関、専門的な相談先につなぐ役割を果たすほか、地域における福祉課題を把握し、支援を必要とする人を総合的に支援するための地域福祉活動のネットワークづくりの支援を行うことを目的に市が配置する専門職。

●コミュニティワーカー（COW）

「社会福祉協議会地域担当職員」のこと。社会福祉協議会が運営する3カ所の老人センターを活動拠点として、地域福祉の活性化を図るため、小地域ネットワーク活動をはじめとするさまざまな地域福祉に関わる諸団体の地域特性を活かした活動を支援し、老人センターの各種事業やボランティア活動と地域との橋渡しを行う。また、「地域福祉ネットワーク推進会議」の開催を通じて、CSWなどと共に高齢・障害・子ども等の分野を超えた福祉専門機関の顔の見える関係づくりにも努めている。

さ行

●市民後見人制度

成年後見制度を利用するにあたっては、親族または弁護士や社会福祉士などの専門職の人が後見人になることが多いが、新たな担い手として一般市民が研修を経た上で後見人となって活動する制度。

●小地域ネットワーク活動

小地域（おおむね小学校区）を単位として、高齢者や障害者、子育てや介護をしている家庭などが地域で孤立することなく安心して生活できるよう、それぞれの校区福祉委員会が実施する住民の参加と協力による支えあい、助けあい活動。見守りや声かけ訪問などの個別援助活動やいきいきサロンなどのグループ援助活動などがある。

●制度の狭間

日常生活を送るにあたってさまざまな課題を抱えていながら、公的な福祉サービスの要件に該当せず制度では拾いきれないニーズや、自ら問題の解決に向かうことが困難な人、分野を超えた複合的に多問題を抱えた家庭など、従来の制度だけでは対応が困難な福祉ニーズのある状態。「制度の谷間」「制度の隙間」という表現もあるが、同様の意味である。

●成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人を不利益から守るために、財産管理や契約の締結といった法律行為を、家庭裁判所が選任した成年後見人などが本人を代理して行う制度。

●セーフティネット

何らかの生活課題を抱えた人を援助したり、さらに困難な状況に陥らないように支える制度やしきみ。地域福祉におけるセーフティネットは、地域の住民や関係者が地域の課題を共有した上で、支援を必要とする人を早期に発見し必要なサービスにつないでいくための、助けあい・支えあいネットワークによる生活支援のしきみ。

●世代間交流

地域の高齢者と子どもたちといった世代の異なる人が学校や地域の行事などに集い、それぞれが持つ能力や経験を活かした交流をすることによって、地域コミュニティの再構築を図る取り組み。

●セルフネグレクト

生活に関する能力や意欲が低下し、自分で身の回りのことなどができないなど客観的に見て本人の人権が侵害されている状態。家族や地域とのつながり、介護や支援などを拒否し、自らの健康や安全が脅かされている事例が問題となっている。

●ソーシャルインクルージョン

「社会的包容」「社会的包摂」などと訳され、社会的に排除されたり孤立している人を排除せず、社会の構成員として包み支えあい、助けあって生きていこうという考え方。

た行

●地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

●地域福祉活動計画

地域住民やさまざまな民間団体などによる地域福祉推進に向けた自主的な取り組みの具体的な内容について、行政計画である地域福祉計画との理念の共有のもと、社会福祉協議会が中心となって策定する行動計画。

●地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者を支える中核的拠点として介護保険法で定められた包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、権利擁護、総合的な相談・支援、ケアマネジャーへの支援）などを総合的に行う機関で、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などが専門性を活かして相互連携しながら業務にあたっている。

●つどいの広場

子育て支援センターと同様の機能を持ち、かつ、ベビーカーで気軽に行ける、身近でアットホームな場所。

な行

●日常生活自立支援事業

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類などの預かりサービスを行う事業。

●認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことで、認知症サポーター養成講座を受講することによりなることができる。

●ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、同じ社会の一員として均等に当たり前に生活する社会こそ当たり前前の社会であるという理念にもとづいて、共に支えあいながら生活することができる社会をめざそうとする考え方。

は行

●バリアフリー

社会生活をしていくうえで物理的なバリア（障壁）となるもの（段差など）を除去すること。高齢者や障害者、外国人などが活動する上で社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●避難行動要支援者名簿制度

大規模な災害時に自力での避難が困難で特に支援を要する方（避難行動要支援者）のうち、事前に同意を得た方の情報を地域の支援者や市の関係部局などに提供することで、災害時における地域での避難支援や安否確認に活用する制度。

●ファシリテーター

ファシリテーションを専門的に行う人。グループや組織でものごとを進めていくときにその進行を円滑にし、目的を達成できるよう、中立的な立場から働きかける役割を担う。

●福祉避難所

災害発生時に高齢者・障害者・妊産婦など特別な配慮を必要とする「要配慮者」を受け入れる避難所。

●福祉有償運送

高齢者・障害者などのうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方に対して、NPO法人などが営利とは認められない範囲の対価により、道路運送法第79条による登録の上で自家用自動車を使用して行う個別輸送サービス。

●母子福祉推進委員

母子家庭及び寡婦の福祉の推進を図るため、概ね各小学校の通学区において1名配置し、母子家庭の母及び寡婦からの相談に応じたり、情報提供を行う委員。

ま行

●民生委員・児童委員

地域のボランティアとして、社会福祉の増進のため常に住民の立場に立って相談・援助など住民のくらしを支援する、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。民生委員は、児童福祉に関する相談・支援等を行う児童委員を兼ねている。

や行

●ユニバーサルデザイン

製品、建築、空間などについて、年齢や性別、身体の状態、言語や国籍の違いなどに関わらず、できるだけ多くの人が快適に利用できるようにされた設計（デザイン）。

ら行

●ライフステージ

人間の成長の度合いに応じた人生の段階を指す言葉で、人生の節目によって変わる生活スタイルやこれに着目した考え方。

個人では、幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期など、家庭生活においては新婚期、育児期、教育期、子独立期、老夫婦期などに分けられ、ライフステージの変化にともない、生活に対する要望も変化するといわれている。

●リージョン

本市では、地域の特性を活かした個性的なまちづくりを進めるため、幹線道路や河川で分けられた7つの地域（リージョン）区分を設定している。本計画では、それら個々の地域をリージョン区と表記している。



東大阪市第5期地域福祉計画

すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、
共に生きる 安心と活力の福祉コミュニティの実現

発行日 平成31年(2019年)3月
編集・発行 東大阪市 福祉部 福祉企画課

〒577-8521
大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号
電話 06-4309-3181
<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/>